

弘億団地自治会個人情報取扱規則

制 定 2019年1月1日

(目 的)

第1条 この規則は、弘億団地自治会（以下「本会」という）が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(責 務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周 知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規則を通常総会資料若しくは回覧等により、少なくとも毎年1回は会員に周知を行うものとする。

(管 理 者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取 扱 者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、自治会役員（事務局員を含む）とする。

(秘 密 保 持 義 務)

第6条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得ることが出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は

不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「会員票」「出生及び一部転入等届出票」「転出及び死亡等異動届出票」等を、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 要援護者の支援のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得するものとする。

3 本会が、会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項等で会員が同意する事項とする。

4 本会が発行する総会資料等（通常総会のご案内、コミュニティー広報ひろおく）に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号等で会員等が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動に際し利用するものとする。

- (1) 会員名簿及び役員名簿等の作成
- (2) 自治会費の受け入れ・払い戻し及び自治会入会金の受け入れ管理
- (3) 総会資料の作成及び文書の作成送付等
- (4) 敬老祝い、入学祝い等の対象者把握
- (5) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理を行うものとする。

2 不要となった個人情報は、必要に応じて会長若しくは会長が指定する役員立会いの下で、適正かつ速やかに復元が不可能な状態（裁断・物理的破壊）にして廃棄処分を行うものとする。

（提 供）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（業務委託・共同利用の相手方を除く）に提供してはならない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて、同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、^{注1}法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存するものとする。

注1. 個人情報保護法第25条

- 「個人データ」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。（法令に基づく場合など例外あり）
- 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。（原則3年間）

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際して、^{注2}法第2

6条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存するものとする。

注2. 個人情報保護法第26条

- 第三者から「個人データ」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない。（法令に基づく場合など例外あり）
 - ①当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者
 - ②当該個人データの取得経緯
- 当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。（原則3年間）

（開 示）

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し開示を請求できるものとする。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報開示請求があったとき、^{注3}法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

注3. 個人情報保護法第28条2項

- 開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合

（個人情報の訂正等）

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正等を求めることができるものとする。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行うものとする。ただし、各会員に既に配布されている資料等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

(情報漏洩発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏洩、滅失、棄損等の事案発生又はその兆候を把握した場合は、管理者へ連絡するものとする。この場合において、管理者は事実及び原因の把握、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡及び再発防止等の対策を行うものとする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は管理者とする。

(規則の改訂)

第17条 この規則は、弘億団地自治会会則第16条4項(3)の規定に基づき「区長会」の承認により改訂することができる。

(施行)

第18条 この規則は、2019年1月1日制定施行するものとする。

(付 則)

1 2019年1月1日 制 定